

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <https://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2025年(令和7年) October 10月号

鹿児島県最低賃金 時間額1,026円で決定（11月1日発効）



朝漁への出発

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1	さんぽセンターからのご案内	10
鹿児島県最低賃金 時間額1,026円で決定(11月1日発効)	2	過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内	11~12
災害に学ぶ～フォークリフト災害～	3	中小企業無災害記録証授与制度のご案内	13
令和6年度個別労働紛争解決制度及び 雇用均等関係にかかる施行状況について	4	10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。	14
令和7年8月末（速報値）業種別死傷災害発生状況	5	令和7年度鹿児島地区出張特別試験の結果発表	14
がん患者など長期療養者の就職支援について	6	労働安全衛生法に基づく免許試験の受験申請は	
外国人労働相談コーナー（ベトナム語）のご案内	7	オンラインで！	15
公益財団法人産業雇用安定センター（ジョブ産雇）からの ご案内	8	令和7年度鹿児島労働安全衛生大会のご案内	16
中小企業退職金共済制度のご案内	9	職場リーダー向けリスクアセスメント実務研修のご案内	17
		令和7年12月の講習開催のご案内	18

さくらじま

鹿児島のグルメを堪能しているうちに、気づけばすっかり体重が増えてしまっていた。さつま揚げに黒豚、ラーメン、そして白くま等々どれも美味しすぎるのがいけない…と言いたいところだが、いけないは自己管理の甘さ。深く反省し、意を決してジョギングを始めてみた。

鹿児島市内を走っていると、海沿いの道から望む桜島、西郷隆盛ゆかりの史跡、入り組んだ坂道など、地形と歴史が織りなす景色に飽きることがない。桜島の噴煙の方向を見て、その日のルートを変えることもある。同じ道ばかりを走らな

いように意識すると、思わぬ発見がある。気になる店を見つけては立ち止まり、スマホでチェック。走れば走るほど、この街への愛着が深まっていくのを感じる。そして、なんといっても運動後の一杯は格別なもの。

白状すると、今この原稿を書いている時点ではジョギングは中断中。夜になんしても暑すぎた。それならば、節制すべきなのだが、鹿児島の食の魅力にはなかなか抗えない。気がつけば、また元通りに体重が増えてしまった。

一度やめてしまうと、なかなか再開のきっかけが掴めないので、ここに9月からの再開を宣言する。

鹿児島県最低賃金

鹿児島労働局 賃金室

時間額1,026円で決定（11月1日発効）

鹿児島県最低賃金

1,026

時間額

円

令和7年11月1日から

73

円

UP

～鹿児島で働くすべての労働者に鹿児島県最低賃金が適用されます～

鹿児島地方最低賃金審議会（川口俊一会長）は、8月29日、鹿児島県最低賃金を現行の時間額953円から73円引上げ、1,026円に改正するよう鹿児島労働局長に答申しました。

この答申は、7月16日に鹿児島労働局長からなされた鹿児島県最低賃金の改正について調査審議を求める諮問に対する答申であり、同審議会において、公益代表、労働者代表、使用者代表の各委員により、現下の最低賃金を取り巻く状況や最低賃金の原則を踏まえ、精力的かつ慎重な審議を重ねた結果、得られた結論です。

この答申を受けて、鹿児島労働局長は、公示などの手続きを経て、答申どおり時間額1,026円に改正する決定を行っており、改正額は11月1日に発効します。

鹿児島県最低賃金は、パート、アルバイトを問わず、鹿児島県内で働くすべての労働者に適用されます。また、これと特定（産業別）最低賃金の両方が適用される場合には、高い方の金額で計算した賃金を支

払う必要がありますので、適切な対応をお願いします。

厚生労働省では経済産業省と連携し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する次の支援を実施しています。①専門家派遣・相談等支援事業：鹿児島働き方改革推進支援センター（0120-380-436）においてワンストップで対応する相談窓口を設置。②業務改善助成金：生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた、中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった費用の一部を助成、③働き方改革推進助成金（団体推進コース）：業種別団体の賃金引上げの取組を支援します。

その他、最低賃金の引上げに向けた各種支援、都道府県にて実施している賃金引上げの支援施策についてまとめたサイトが厚生労働省ホームページにあります。「最低賃金支援」で検索してください。

ちゃんとチェック！ 最低賃金

災害に学ぶ

～フォークリフト災害～

鹿児島労働局健康安全課

1. はじめに

令和元年以降、鹿児島県内において、フォークリフトを起因とする死亡災害は7件発生しており、休業災害（休業4日以上）は200件以上発生しています。また、中には、被災者が自社労働者ではなく、事業場内に出入り等する業者の労働者が被災するケースもあります。今回紹介する事例はそのうちの一つです。

2. 災害発生の概要

災害は、A社が所有する物流センター内にて発生したものでした。また、当該物流センターでは、A社を運送業務の委託元とし、委託先である陸運事業者が数社入場していました。被災したのは、そのうちの一つである陸運事業者の労働者でした。

被災者はA社物流センターに到着し、敷地内にある受付所にて受付表に記入した後、トラックバースにトラックを停車しました。その後被災者は、降車してトラック荷台側にまわり、積荷の固定に使用するベニヤ板をトラック荷台上から下ろし、倉庫内隅の壁に立てかけました。

一定時間待機後、被災者は、A社の労働者であるフォークリフトの運転者とともに、トラック荷台への荷の積込み作業を開始しました。その後、被災者は、自身のトラックへの積込み作業が完了したため、倉庫隅の壁に立てかけていたベニヤ板を取りに向かいました。

その一方で、A社の労働者であるフォークリフトの運転者は、フォークリフトにて、トラックバースに停車した別トラックへの積込み作業を行っており、数回目の積込み作業が完了し、次の荷を取りに倉庫に向かうところでした。その際に、運転者はトラックバースに停車していたトラックの積込み状態が気になったため、トラックの方を何度も見ながら運転していたところ、ベニヤ板を持ってトラック方向に移動していた被災者に、運転するフォークリフトで激突しました。

被災者は、ベニヤ板とともに後方に倒れ、コンクリート床に後頭部を強打し、意識不明の重体となりました。

3. 災害発生原因

- (1) 運転中のフォークリフト又はその荷に接触する危険のある箇所に、被災者を立ち入らせたこと。
- (2) フォークリフト運転者が脇見運転をし、また、災害発生時刻は夕方で薄暗く、雨も降っており、併せて被災者の姿がベニヤ板によって隠れていたことから、被災者の姿が見えにくく状況下であったこと。
- (3) 運送業務の委託元であるA社と委託先である陸運事業者との間に安全衛生協議組織等を設置しておらず、フォークリフトの作業計画の周知や荷役作業についての連絡調整、連携した労働災害防止対策への取り組みが不十分であったこと。

4. 再発防止対策

- (1) ①フォークリフトの走行場所と歩行通路とを明確に

区分する、②フォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、協力会社らが見やすい場所に掲示する、③通路の死角部分へミラー等を設置する、といったフォークリフトとの接触防止措置を検討し、これを講ずるとともに、作業計画書の内容を見直し必要に応じて修正すること。

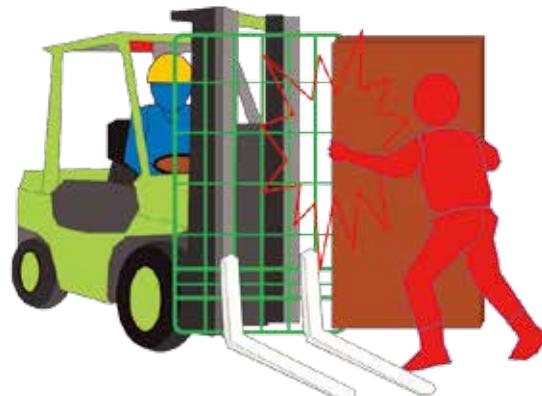
- (2) 荷役作業を行う労働者に対し、危険感受性を高め、安全を最優先として荷役作業に取り組むための安全衛生教育を実施すること。併せて、荷役作業を行う場所について、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努め、安全に荷役作業ができる状況を保持すること。
- (3) 運送業務の委託元であるA社と委託先である陸運事業者との間に安全衛生協議組織等を設置し、荷役作業の労働災害防止対策の協議や合同で荷役作業場所の巡回を行う等合同での安全衛生活動を推進すること。また、荷の固定に使用するベニヤ板等の置き場所、置き方等について統一したルールを定めること。

5. おわりに

荷役作業での労働災害は、依然として多く発生しており、その多くが本件のように荷主先で発生し、そのうちの8割で貨物自動車の運転者が被災しています。また、荷主先での作業に係る安全対策等は、荷主等に依存するところが大きいことから、陸運事業者と荷主等が連携・協力して荷役災害の防止に取り組むことが重要となります。

皆様方の事業場におかれましても、協力会社等含め、労使一体となって、労働災害のない安全・安心な職場の実現のための積極的な取組をより一層推進していただけますようお願いします。

加えて、荷主の皆様方におかれましては、自動車運転者における改善基準告示の改正を踏まえ、引き続き、トラック運転者等の長時間の恒常的な荷待ちの改善等にも御協力いただきますようお願いします。



第76回 全国労働衛生週間

令和7年10月1日～7日

ワーク・ライフバランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

主唱 / 厚生労働省・中央労働災害防止協会

令和6年度 個別労働紛争解決制度及び雇用均等関係法令 にかかる施行状況について

～総合労働相談件数は、5年連続で1万2千件超え～

令和6年度の鹿児島労働局における「個別労働紛争解決制度」（個々の労働者と事業主間のトラブルを対象とした「総合労働相談」、「助言・指導」、「あっせん」）及び雇用均等関係法令（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法）の施行状況をとりまとめました。

【ポイント】

1 総合労働相談件数は5年連続で1万2千件超え

- 令和6年度における総合労働相談件数は12,484件（前年度から4.8%減少）。

（内訳延べ数）

① 法令制度の内容に係る問い合わせ	8,566件
② 労働基準法等に係る法令違反の疑いがある相談	2,722件
③ 個別労働紛争等に係る相談	3,801件
④ その他	260件

2 民事上の個別労働紛争における相談件数は、「自己都合退職」が最多

- 民事上の個別労働紛争に関する相談件数は3,801件で、うち「自己都合退職」に関する相談は825件（前年度比1.6%減少）で最も多く、次いで「いじめ・嫌がらせ」にかかる相談が682件（前年度比12.8%減）で、これらの相談で全体の4割近くを占めることとなった。

3 雇用均等法関係法令にかかる相談件数

- 雇用均等関係法令にかかる相談件数は2,227件（前年度より7.0%増加）。最も多いものが労働施策総合推進法に関する相談で968件（43.5%）、次いで育児・介護休業法に関する相談は839件（37.7%）でこの2法で全体の81.1%を占める。

4 ハラスメントに関する相談では、「パワーハラスメント」が最多

- ハラスメントに関する相談は1,395件で、うち職場における「パワーハラスメント」は968件（前年度比7.2%減）で、ハラスメントに関する相談件数全体の69.4%を占めている。

5 ハラスメントや不利益取扱いに係る紛争解決援助の申立及び調停申請件数

- ハラスメントや不利益取扱いに係る紛争解決援助の申立件数は10件。
- ハラスメントや不利益取扱いに係る調停の申請件数は5件。

○鹿児島労働局雇用環境・均等室

〒890-8535 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階 ☎ 099-223-8239

令和7年8月末 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種 年	令和7年		令和6年		対前年			
					増減数		増減率	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,209	7	1,321	12	-112	-5	-8.5%	-41.7%
1 製造業	251	1	234	4	17	-3	7.3%	-75.0%
1 食料品製造業	152		152	3		-3		-100.0%
4 木材・木製品製造業	12	1	15		-3	1	-20.0%	
9 窯業土石製品製造業	10		9	1	1	-1	11.1%	-100.0%
11~12 金属製品製造業	13		15		-2		-13.3%	
13~15 機械機具製造業	20		21		-1		-4.8%	
上記以外の製造業	44		22		22		100.0%	
2 鉱業	6		1		5		500.0%	
3 建設業	172	1	192	4	-20	-3	-10.4%	-75.0%
1 土木工事業	61	1	68	3	-7	-2	-10.3%	-66.7%
2 建築工事業	80		87	1	-7	-1	-8.0%	-100.0%
3 その他の建設業	31		37		-6		-16.2%	
4 運輸交通業	130		124	1	6	-1	4.8%	-100.0%
1 鉄道・航空機業	2				2			
2 道路旅客運送業	12		9		3		33.3%	
3 道路貨物運送業	115		115	1		-1		-100.0%
4 その他の運輸交通業	1				1			
5 貨物取扱業	8		14		-6		-42.9%	
1 陸上貨物取扱業			5		-5		-100.0%	
2 港湾運送業	8		9		-1		-11.1%	
6 農林業	67	2	68	2	-1		-1.5%	
1 農業	35	1	34	1	1		2.9%	
2 林業	32	1	34	1	-2		-5.9%	
7 畜産・水産業	41		75		-34		-45.3%	
8 商業	159	1	164		-5	1	-3.0%	
1 卸売業	24		25		-1		-4.0%	
2 小売業	121	1	126		-5	1	-4.0%	
3 理美容業	2				2			
4 その他の商業	12		13		-1		-7.7%	
9 金融・広告業	6		11		-5		-45.5%	
11 通信業	18		17		1		5.9%	
12 教育・研究業	10		6		4		66.7%	
13 保健衛生業	198		226		-28		-12.4%	
1 医療保健業	89		88		1		1.1%	
2 社会福祉施設	105		133		-28		-21.1%	
3 その他の保健衛生業	4		5		-1		-20.0%	
14 接客娯楽業	61		71		-10		-14.1%	
1 旅館業	13		16		-3		-18.8%	
2 飲食店	34		40		-6		-15.0%	
3 その他の接客娯楽業	14		15		-1		-6.7%	
上記以外の事業	82	2	118	1	-36	1	-30.5%	100.0%
10 映画・演劇業								
15 清掃・と畜業	46	2	65		-19	2	-29.2%	
16 官公署	2				2			
17 その他の事業	34		53	1	-19	-1	-35.8%	-100.0%
陸上貨物運送事業（4~3・5~1）	115		120	1	-5	-1	-4.2%	-100.0%
第三次産業（8~17）	534	3	613	1	-79	2	-12.9%	200.0%

① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

② 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

③ 下段の陸上貨物運送事業（4~3・5~1）及び第三次産業（8~17）は、別計。

④ 死傷者数、死亡者数とともに新型コロナウイルス感染症による者を除く。

がん患者など長期療養者の就職支援について

鹿児島労働局職業安定課

医療技術の進歩や医療提供体制の整備等によって、がんの多くは治癒が期待できるようになり、がん患者の中にも社会で活躍している方が増えています。一方で、がん、肝炎、糖尿病等の疾病により、長期にわたる治療等を受けながら、生きがいや生活の安定のために就職を希望する方への支援が社会的課題となっています。

このため、「ハローワークかごしま」では、専門相談員（就職支援ナビゲーター）を配置し、がん診療連携拠点病院での出張相談や個々の治療状況等を踏まえた職業相談・職業紹介の実施など、医療機関と連携した就職支援を行っています。

手術等の治療が一段落後も、術後の抗がん剤投与等に伴う通院や、2～3か月に1回程度の経過観察による通院を必要とする方々の就職を支援するため、仕事と治療の両立が可能な求人のお申込みについて、事業主の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

[がん診療連携拠点病院]

鹿児島大学病院、相良病院、いまきいれ総合病院
鹿児島医療センター、鹿児島市立病院

出張相談等

就職希望者の誘導等

ハローワークかごしま
(就職支援ナビゲーター)

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和7年7月分】

県内有効求人倍率 1.07倍（前月比0.01P減少）

全国平均有効求人倍率 1.22倍（前月と同率）

県内正社員有効求人倍率 1.03倍（前年同月比0.02P減）

全国正社員有効求人倍率 1.18倍（前年同月比0.19P増）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人が緩やかに減少しています。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

助成金を活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）】

事業主が求職者や従業員にとって「魅力ある職場」を創出するため、雇用管理制度や従業員の直接的な作業負担を軽減する機器・設備等を導入し、適切な運用をして従業員の離職率が低下した場合に支給。

○雇用管理制度

- ①賃金規定制度：賃金規定および賃金表を整備
- ②諸手当等制度：諸手当制度、退職金制度または賞与制度を導入
- ③人事評価制度：生産性向上に資する人事評価制度を導入
- ④職場活性化制度：メンター制度、従業員調査または1 on 1ミーティングを導入
- ⑤健康づくり制度：人間ドックを導入

○雇用環境整備の措置

雇用する対象労働者が直接作業していた行為について、業務負担軽減機器等を導入し運用することにより、職場内の雇用環境の整備を行う。





Góc tư vấn lao động cho người nước ngoài (Tiếng Việt)



外国人労働相談コーナー（ベトナム語）

Làm sao đây? ! ! (どうしよう)

Bạn phân vân, bất an, muốn đặt câu hỏi liên quan đến các vấn đề lao động: Hợp đồng lao động, mức lương tối thiểu, tăng ca, tai nạn,...

労働契約・最低賃金・残業・労災などの
労働条件に関する質問・疑問・悩み



Đừng lo lắng một mình, hãy liên lạc và thảo luận với chúng tôi !!!



（一人で悩まないで気軽にご相談ください）



Phòng Giám sát - Cục Lao động Kagoshima Góc tư vấn lao động cho người nước ngoài

鹿児島労働局監督課外国人労働相談コーナー

Nội dung tư vấn (相談内容)

Tư vấn các vấn đề liên quan đến lao động như điều kiện lao động, tai nạn lao động, tiền lương chưa được thanh toán, ngày nghỉ có lương...

労働条件、労働災害、未払い賃金、有給休暇などに関する相談を受付ています。



Thời gian
開設日時

Thứ sáu hàng tuần 9:00 ~ 16:30
毎週の金曜日9時00分～16時30分

TEL:

099-216-6100

Địa chỉ
所在地

〒892-8535
Kagoshimashi Yamashitachou 13-21
Kagoshima Goudouchousha Tầng 2
鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

きっとみつかる いい人、いい仕事



job sankou

ジョブ産雇



公式キャラクター
サイジョブさん

「失業なき労働移動」の実現をめざす再就職・出向の専門機関

費用は
無料

企業と人材を結ぶエキスパート

産業雇用安定センター（ジョブ産雇）は、
国及び経済・産業団体の協力により設立された公的機関です。

＼6つの取り組みで 働くと雇用をサポート／

1

離職する従業員の 再就職をサポート

事業縮小や事業所閉鎖、早期退職募集で離職を余儀なくされる従業員の再就職活動をサポート

※離職者の再就職援助は事業主の責務です。

2

人材を確保したい 企業に対するサポート

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業から、期待する能力や経験等の人材ニーズをお伺いし、ご希望に沿った人材をご紹介します。

3

「キャリア人材バンク」で 高齢者の再就職をサポート

事業主からの依頼により定年退職者・再雇用終了となった方の再就職をサポートします。
離職後1年以内で60歳以上70歳までの求職者は個人登録も可能です。

4

雇用を維持するための 在籍型出向をサポート

経済環境の変化や自然災害・感染症の影響などにより雇用過剰となった場合、社員の雇用を守るため、一時的な在籍型出向（雇用シェア）の活用をサポートします。

5

社員の人材育成やキャリア アップの出向をサポート

社員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向、社員が自発的なキャリアアップを希望する際の出向をサポートします。

6
（有
料）

従業員のスキルアップや 研修を目的とするセミナー

管理者や新入社員への研修、コミュニケーション、リーダーシップ、ハラスメント、コンプライアンスなどのセミナーを企業のご要望を踏まえオーダーメイドにより承ります。



公益財団法人 産業雇用安定センター（ジョブ産雇）鹿児島事務所

〒890-0053 鹿児島市中央町 26-18 南日本中央ビル 4 階

TEL 099-812-9551 FAX 099-258-9101

詳しくはこちら▶



退職金で、会社にも従業員にも活力を！

安心・確実

確実な退職金支払
安心の資産運用



中
小企業

人材の定着

従業員の意欲の向上
にもつながります。

有利

掛け金は全額非課税
掛け金の一部を国が助成

簡単管理

外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ

退職金



**パートさんも
加入OK**

パートさんのための
特例掛け金月額を
ご用意しています。

共済制度

中小企業のための退職金制度「中退共」は
1959年の設立以来、119万社以上が活用してきた国の制度です。

*他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

中退共制度のしくみ

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。
事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛け金は全額事業主負担で、口座振替で納付します。

③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

オンライン・参加無料

対象：産業医（[日医認定産業医の単位取得はできません](#)）、
保健師、看護師、心理相談員、衛生管理者、人事担当者 等

おとの 発達障がいセミナー

発達障がいの特性の理解を深めていただき、その特性による職場での問題点を「事例性」としてとらえ、本人が働く上で感じる「困りごと」を含めた、職場の「困りごと」に焦点を当てたマネジメントをご紹介します。

日時 12/5(金) 13:30～16:30

定員 50名（申込締切：11/17(月)・先着順）

第1部 13:35～15:00

演題

「メンタルヘルスと
発達障がい特性の理解について」

講師

井上 幸紀 先生

大阪産業保健総合支援センター 産業保健相談員
大阪公立大学大学院医学研究科 神経精神医学 教授

第2部 15:05～16:30

演題

「発達特性を有する労働者の職場での事例性
に応じた対応と専門家との連携について」

講師

永田 昌子 先生

福岡産業保健総合支援センター 産業保健相談員
産業医科大学 医学部 両立支援室 室長

お申込

鹿児島さんぽセンターHP
もしくは 2次元コードから ▶▶
<https://ssl.formman.com/t/eIQA/>



参加者には、セミナー資料として使用します「おとの発達障がいマネジメントハンドブック」を事前に郵送いたします（無料）

問合せ先

独立行政法人労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター
電話番号 099-252-8002 E-mail info@kagoshimas.johas.go.jp

鹿児島
会場



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム



過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料

事前申込

日時 2025年11月11日(火)
13:30~15:30 (受付13:00~)

会場

TKPガーデンシティ鹿児島中央
3F 薩摩ホール
(鹿児島市中央町26-1 南国アネックス)

◎特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省
後援：鹿児島県
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

鹿児島会場

プログラム

[主催者挨拶] 鹿児島労働局

[基調講演]

「生き生きと働くために ～過重労働による健康障害を防ごう～」

小田原 努 氏

「公益社団法人鹿児島県労働基準協会ヘルスサポートセンター鹿児島 所長」
(医学博士 日本国科学会総合内科専門医 日本消化器病学会専門医
日本消化器内視鏡学会専門医 日本産業衛生学会指導医 労働衛生コンサルタント)

[企業による事例紹介]

「わが社における長時間労働削減の取組について」

ヤマグチ株式会社

[過労死ご遺族による体験談発表]

会場のご案内

TKPガーデンシティ鹿児島中央 3F 薩摩ホール

(鹿児島市中央町26-1 南国アネックス)

JR鹿児島本線「鹿児島中央駅」東口より徒歩約3分

※会場には駐車場がございませんので、公共交通機関を使ってお越しください。

参加申し込みについて

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

小田原 努 氏

公益社団法人鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島 所長
医学博士
日本内科学会総合内科専門医
日本消化器病学会専門医
日本消化器内視鏡学会専門医
日本産業衛生学会指導医
労働衛生コンサルタント



鹿児島県薩摩川内市出身。1992年産業医科大学卒業 産業医科大学病院、日立総合病院の勤務の後、(株)日立製作所に専属産業医として入社し、日立健康管理センタに配属された。送電線、半導体、光ファイバーなどの海底ケーブル製造部門、原子力発電所や火力発電所のタービン部門などを担当、ナイジェリアや、アメリカ等の現地へ赴き、長期出張者の過重労働対策や健康管理等も携わった。2007年鹿児島県労働基準協会ヘルスサポートセンター鹿児島に入職。現在は県内の企業の産業医活動を担っている。



◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者 | <input type="checkbox"/> 会社員 | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員 | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生 | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 | [] | | |
| <input type="checkbox"/> その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
5名以上のお申込みは、別紙(様式自由)にてFAXしてください。		
連絡先	TEL: <input type="text"/>	
	FAX: <input type="text"/>	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニードの「個人情報保護方針」(<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニード 電話: 0570-026-027 (ナビダイヤル)
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

中小企業無災害記録証授与制度のご案内

(公社)鹿児島県労働基準協会

労働災害のない安全で快適な職場で働くことは、仕事に従事するすべての人々とその家族の願うところです。

しかしながら、労働災害は今なお多数発生しており、中でも中小規模事業場での災害発生率の高さが指摘され、中小企業における安全衛生水準の向上が強く望まれています。

中央労働災害防止協会（中災防）では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「**中小企業無災害記録証授与制度**」を設けています。

この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、是非この制度をご活用ください。

表彰の対象となる事業場は次の要件をいずれも満たしている事業場です。

- 中小企業（資本の額又は出資の額の総額が1億円以下又は常時使用される労働者数が300人以下の企業）に属する事業場
- 労働者が10人以上100人未満の事業場

無災害記録とは

業務上死亡又は休業災害が発生していない状態が続いたある一定の日数の場合に無災害記録の対象となります。

なお、本制度における休業災害とは、休業1日以上の災害をいい、身体障害の対象となる不休災害を含みます。

また、本制度においては、通勤災害は基本的には業務上における災害となりません。

（ただし、企業・事業場の用意した交通手段（バスで移動する等）の事故に伴う災害は、労働災害とし、無災害記録は継続されません。）

無災害記録日数とは

無災害記録日数は事業場の業種と労働者数によって定められています。記録は第1種から第5種までの5段階あり記録日数は別表のとおりです。



無災害記録の起算は

事業場設置日又は業務上死亡若しくは休業災害等が発生した日の翌日から起算します。（ただし、労働しない日は除く。）なお、何らかの操業が行われた日（休日・半日稼働等）も1日として数えます。

労働者数はどう算出するか

労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、事業場に属しているすべての労働者について行います。

無災害期間中に労働者数の増減があった場合は、期間中の毎月末現在の労働者数の平均（小数点以下切捨て）をもってその事業場の労働者数とします。

記録の申請の仕方は

申請書（別紙様式一1及び別紙様式一2）（Excel 77KB）を作成し、各都道府県労働基準協会（連合会）を経て申請します。現在達成している最上位の種別の記録証について申請するものとします。過去にさかのぼって複数の種別の申請をすることはできません。（例：3種の申請の際に1種や2種も申請するなど）。

記録証の授与

申請内容が規程に合致した事業場には、中小企業無災害記録証と副賞（表彰楯）が授与されます。



お問い合わせ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16番16号 電話：099-226-3621 公益社団法人鹿児島県労働基準協会「無災害記録表彰」係まで

※本案内は、中央労働災害防止協会ホームページ（中災防無災害記録証）より抜粋して掲載しています。

「記録日数の別表」と「別紙様式一1及び別紙様式一2」は、ホームページからご確認くださいませ。

事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただくか、鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイトURL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

労働安全衛生法に基づく 令和7年度鹿児島地区出張特別試験 結果発表

（公社）鹿児島県労働基準協会

本年8月に実施された令和7年度鹿児島地区出張特別試験の結果が公益財団法人安全衛生技術試験協会九州安全衛生技術センターから発表されましたのでお知らせします。

労働安全衛生法に基づく免許試験は、九州安全衛生技術センター（久留米市）で実施されていますが、鹿児島県労働災害防止団体連絡協議会の協力を得て、定期的に鹿児島市と奄美市で実施しています。

【令和7年度鹿児島地区出張特別試験結果】

試験の種類	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率
第一種衛生管理者	331	149	45.0%
第二種衛生管理者	267	105	39.3%
★クレーン・デリック運転士 [クレーン限定]	22	7	31.8%
★移動式クレーン運転士	24	8	33.3%
★揚貨装置運転士	16	9	56.3%
潜水士	63	47	74.6%
一級ボイラー技士	30	13	43.3%
二級ボイラー技士	145	53	36.6%
ボイラー整備士	24	13	54.2%
合 計	922	404	43.8%

※本試験は、学科試験であり★印の試験は実技試験を伴う。



公益財団法人 安全衛生技術試験協会

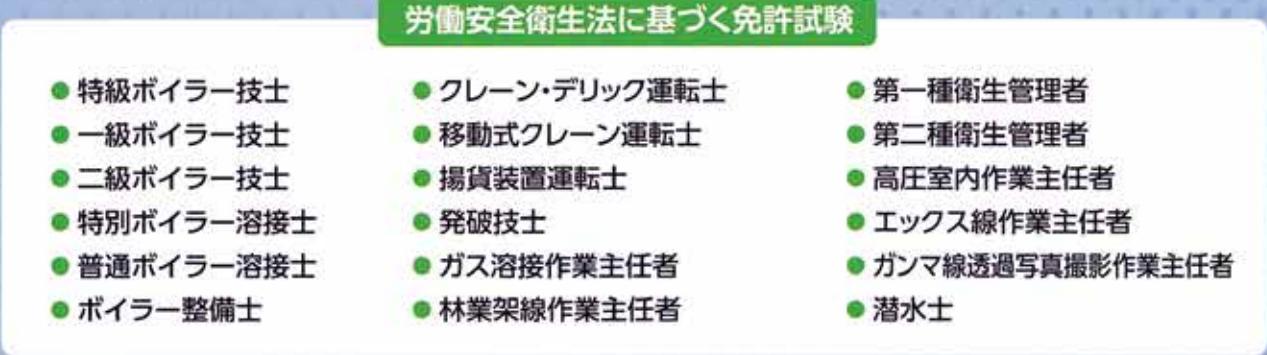
受験申請はオンラインで！

安全衛生免許・資格試験申請システムが
アシストします！



労働安全衛生法に基づく免許試験

- | | | |
|-------------|----------------|-------------------|
| ● 特級ボイラー技士 | ● クレーン・デリック運転士 | ● 第一種衛生管理者 |
| ● 一級ボイラー技士 | ● 移動式クレーン運転士 | ● 第二種衛生管理者 |
| ● 二級ボイラー技士 | ● 揚貨装置運転士 | ● 高圧室内作業主任者 |
| ● 特別ボイラー溶接士 | ● 発破技士 | ● エックス線作業主任者 |
| ● 普通ボイラー溶接士 | ● ガス溶接作業主任者 | ● ガンマ線透過写真撮影作業主任者 |
| ● ボイラー整備士 | ● 林業架線作業主任者 | ● 潜水士 |





令和7年度 鹿児島 労働安全衛生大会

鹿児島県内の事業場では、これまで、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。こうした取り組みにより労働災害は長期的には減少していますが、令和6年の労働災害については、休業4日以上の死傷災害は前年より減少したものの、令和元年以降2,000人を超えており、死傷者数の高止まり傾向に改善の兆しが見られない状況となっています。

労働災害を少しでも減らすための職場環境を築くため、令和5年度を初年とする第14次労働災害防止計画に基づく施策を進めているところであり、これからも労使一丸となった更なる取り組みが求められます。

こうした中、鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会では、労働災害防止活動の一環として、鹿児島労働局主唱のもと「令和7年度鹿児島労働安全衛生大会」を開催することといたしました。

労働災害ゼロに向けての労働安全衛生大会になりますよう、事業者、安全衛生スタッフ、人事担当者、行政関係者等の多くのご参加をお待ちしています。

日時

令和7年10月31日(金) 13:30~16:00

場所

川商ホール(鹿児島市民文化ホール) 第2ホール
(鹿児島市与次郎2-3-1)

特別
講演

演題：健康で安全な人生を手に入れる労働衛生
～職場で実践できる健康管理のポイント～

講師：鹿児島純心大学名誉教授 德永 龍子 (とくなが りゅうこ) 氏



德永 龍子 氏

昭和45年鹿児島大学保健婦学校卒業後、鹿児島市保健所に保健師として33年間奉職。健康増進活動、公衆衛生看護、介護予防、要介護者の支援及び桜島の降灰と健康安全の企画・実践、検証など係長・課長として健康づくり市民会議のシステム構築に従事。その間、鹿児島大学大学院で「持続可能な介護保険制度」研究で経済学博士となる。

その後、平成25年まで鹿児島純心女子大学看護学科教授、産業保健にも従事。現在名誉教授。

主唱
主催

厚生労働省 鹿児島労働局
(公社)鹿児島県労働基準協会
建設業労働災害防止協会鹿児島県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部
鹿児島県碎石協同組合連合会
(公社)建設荷役車両安全技術協会鹿児島県支部

共催

(独法)労働者健康安全機構鹿児島産業保健総合支援センター

(一社)日本ボイラ協会鹿児島支部

協賛

(公社)鹿児島県医師会

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部

後援

鹿児島県・鹿児島市・南日本新聞社

問い合わせ先

鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会事務局(鹿児島県労働基準協会内 TEL:099-226-3621)

職場リーダー向けリスクアセスメント研修

【鹿児島会場】のご案内

主催：中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター

協力：公益社団法人鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会では、リスクアセスメントの仕組みに基づいて実際に危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、評価などを実施する職場の管理監督者、作業者などの方を対象として、演習を中心に職場におけるリスクアセスメントの実際の進め方に関する研修を開催します。

奮ってご参加くださいますようご案内申し上げます。

【日 程】 令和7年11月19日（水）

【時 間】 9時00分から17時00分まで（受付開始8時30分～）

【会 場】 オロシティーホール二階大会議室（鹿児島市卸本町6-12）

【対象者】 職場の管理監督者、職場リーダー、作業者などのリスクアセスメント実施者

（事業場のリスクアセスメントの仕組みに基づいて、実際に職場で危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討などを実施する方）

【内 容】（講義）リスクアセスメントの概要、リスクの見積り、リスク低減のための優先度の設定等

（演習）リスクの見積り、優先度の設定、ハザードの特定、リスクの除去・低減措置の検討等

【定 員】 60名

◆参加費

区分	基本金額	備考
会員※	31,680円	参加費は1名分で資料代、消費税10%を含みます。
一般（非会員）	35,200円	（昼食は各自準備願います）

※会員とは中央労働災害防止協会の賛助会員又は鹿児島県労働基準協会の会員事業場のことです。

◆申込締切日 11月13日（木）まで（定員になり次第、締め切ります）

◆お申込方法 申込みは、中央労働災害防止協会WEB受付のみ

「中災防 九州 リスクアセスメント」で【検索】

お申込みフォームで必要事項を入力して送信してください。

※鹿児島県労働基準協会会員の皆様へ

お申込みフォームにある【中災防会員について】の欄は、「非会員（一般）」を選択し、通信欄に「協会会員」とご入力ください。



◆参加費のお振込みについて

お申込み後、指定する口座までお振り込みください。

原則開催日の2週間前までにお振り込みをお願いいたします。

誠に恐れ入りますが、振込手数料はお客様にてご負担願います。

◆参加の取消について

お申込み後に参加を取り消される場合は、下記のキャンセル料をいただきます。

開催日から起算して7日前から前日…受講料の30%

開催日当日…受講料の100%

なお、お振込いただいた受講料は返金に係る手数料を差し引いた額を返金いたします。

◆問合せ先 [主催]

中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター TEL 092-437-1664

令和7年12月 講習開催のご案内（10月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
詳細はホームページをご参照ください
<https://www.kakikyo.or.jp/seminar/>



講習名		講習日	Web予約開始日	受講料テキスト代（消費税込）	科目免除者又は受講資格
技能講習	床上操作式クレーン運転	12/1~3	10/6	<p>【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円</p> <p>【科目免除者】 会員 29,700円 一般 30,250円</p>	<p>【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者</p>
	[普通自動車運転免許証等写し必要] 高所作業車運転	12/8~9	10/14	<p>【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円</p> <p>【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円</p>	<p>【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者</p> <p>【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者</p>
	有機溶剤作業主任者	12/11~12	10/14	会員 15,620円 一般 16,280円	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	12/17~19	10/20	会員 21,340円 一般 22,110円	
	ガス溶接	12/25~26	10/27	会員 11,550円 一般 11,880円	
実技教習	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除] ※追加実施	12/15~19	10/20	<p>【全科目者】 会員 91,080円 一般 92,565円</p> <p>【学科免除者】 81,400円</p>	<p>【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております)</p>
特別教育	巻上げ	12/9~10	10/14	会員 15,620円 一般 18,920円	
	クレーン運転	12/15~16	10/20	会員 17,160円 一般 20,460円	
	研削といし（自由研削用）	12/22	10/27	会員 11,220円 一般 12,320円	
その他	職長教育	12/3~4	10/6	会員 12,980円 一般 16,280円	
	衛生推進者	12/26	10/27	会員 8,470円 一般 8,800円	※会場はオロシティーホールとなります。

- （備考） 1 当社の技能講習・特別教育等（衛生管理者免許試験準備講習を除く）を申し込むには予約が必要です。
 2 申込書の提出時、予約番号の記入が必要となります。予約番号のない申込書は受理できませんのでご注意下さい。
 3 予約可能日時は平日（土・日・祝祭日・お盆休み・正月休み除く）の8:30～17:00までです。予約開始日以降に予約可能となります。
 4 定員に達した場合はWeb予約は終了となります。また、講習科目によっては日程を延長して実施する場合があります。
 5 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。

化学物質管理者講習（取扱事業場向け）

奄美地区での講習会のお知らせ

詳細はホームページをご参照ください
<https://www.kakikyo.or.jp/seminar/chemical>



講習名		講習日	受付期間	受講料テキスト代（消費税込）	対象
その他	化学物質管理者講習	11/11	10/6~10 ※大島支部で受付	会員 12,980円 一般 14,080円	化学物質を取り扱う事業場（製造する事業場は除く）で化学物質管理者として選任予定の方

- （備考） 1 受付は大島支部（奄美市名瀬港町15-1紺会館ビル5階）で行います。（Web申込はありません）
 2 申込書（大島支部で配布中）に写真及び必要書類を貼付し、お申込みください。
 3 大島支部窓口では現金の取り扱いはしませんので、指定口座に振込みをお願いします。
 4 申込者が少ない場合は、中止する場合があります。